津波避難マニュアル

（事業者名）

平成　　年　　月　　日制定

**第１章　総則**

**１．目的**

　このマニュアルは、地震発生に伴う津波が発生した場合に備え、人命最優先のための行動指針を定め、もって人命の保護、船舶の安全確保を図ることを目的とする。

２．対応方針

　１）人命保護を最優先とする

　２）船舶の安全を確保する

　３）関係各者と連携をとりつつ全力をあげて取り組む

**第２章　情報の収集**

**１．地震・津波に関する情報収集源**

１）地震・津波に関する情報の収集は、放送（テレビ、ラジオ）や防災無線等による。

２）職員は、放送や関係機関からの津波情報の入手に加え、潮位計の確認等

あらゆる手段により、地震・津波に関する情報の入手及びその最新化と、旅客への情報提供に努める。

**２．地震や津波に関する情報を入手した場合の本船等との情報共有**

１）地震や津波に関する情報を入手した場合は、担当の陸上職員は、直ちに、電話、無線機、視認等により、所属船舶の動静（乗組員等の安否確認を含む）を確認するとともに、所属船舶との間で情報の共有を図る。

２）１）による他、待合旅客の待機状況等旅客ターミナルの状況（乗組員等の安否確認を含む）を確認するとともに、旅客ターミナル等の陸上職員との間で、情報の共有を図る。

**第３章　津波規模等に応じた避難行動**

**１．所属船舶が着岸していない場合の旅客等に対する措置**

　１）地震発生時は、身体の安全を図るとともに、大きな揺れが収まった後、乗船客、待合客等に対し、館内放送等により落下物からの身体防護や屋外への飛び出し禁止、エレベーターの使用禁止等を呼びかけるとともに、パニックの防止に努める。

２）旅客に対する案内は、以下の例により行う。

（地震発生時）

「緊急情報です。ただ今地震が発生しました。お客様は落ち着いて身の安全を図ってください。」

（震度が大きく、津波が想定される場合）

　 「津波が想定されます。係員の誘導に従ってください。」

（津波情報がない場合）

　「余震も想定されますので、むやみに動かないでください。地震情報が入り次第、お知らせします。」

（地震情報の提供）

　「ただいまの地震は、震源地は○○でマグニチュード○○でした。○○市の震度 は○○でした。ターミナルの被害は現在調査中です。」

３）津波避難は、以下の例により行う。

（大津波警報又は津波警報が発令された場合）

　 所属船舶が着岸していない場合に、大津波警報又は津波警報を入手したときは、○に定めるところにより、陸上職員は、ターミナル旅客の避難を案内誘導し、自らも避難する。

（津波のおそれがない場合）

　 津波のおそれがない場合であっても、地震被害によりターミナル内にとどまることが危険と判断されるときは、陸上職員は、屋外の安全を確認の上、ターミナル旅客を屋外又は指定避難場所に案内誘導し、自らも避難する。

**２．船舶が着岸している場合の本船及び乗船中の旅客等に対する措置**

１）所属船舶及び乗船中の旅客・乗組員に対する措置は以下の例による。

（着岸待機とする場合）

　 ・津波到達予定時間まで緊急離岸に必要な作業時間が確保できないと見込

まれる場合又は「津波注意報」を入手した場合は、着岸待機することとし、船内の旅客・乗組員は船内待機することとする。

　 ・津波到達予定時間まで○分以上の余裕がある場合は、船舶の係留を確認・強化する。

　 ・係留の確認・強化に際しての船舶内、本社、陸上職員間の連絡・指示体制については別紙○のとおりとする。

（緊急離岸とする場合）

　 ・「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合で、津波到達予定時間まで○分以上の余裕があるときは、ただちに、緊急離岸の準備に着手し、安全な水域までの航行を開始する。

　 ・情報を入手した時点で、荷役・乗下船中の場合においても、ただちに作業を中断し、緊急離岸の作業に入る。

　 ・緊急離岸に際しての本船内、本社、陸上職員間の連絡・指示体制、作業手順については別紙○のとおりとする。

（陸上避難とする場合）

　 ・「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合で、津波到達予定時間まで○分以上の余裕があるときは、ただちに、旅客を下船させ、陸上職員の誘導の下、避難場所に避難させる。乗組員についても同様に避難場所に避難する。

（乗下船作業中の場合）

　 ・旅客の乗下船中に、「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合には、ただちに、乗下船作業をとりやめ、船舶は、着岸待機（又は緊急離岸）の準備に着手する。下船した又は乗船できなかった旅客については、陸上職員により避難場所への誘導を行う。

２）陸上職員及びターミナル旅客に対する措置は以下の例による。

（緊急乗船とする場合）

　 ・「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合で、津波到達予定時間ま

で○分以上の余裕があるときは、陸上職員は、ターミナル旅客を緊急乗船させ、自らも、乗船する。

（陸上待避とする場合）

　 ・「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合で、津波到達予定時間ま

で○分未満のときは、陸上職員は、案内放送（拡声器）によりターミナル旅客への避難呼びかけを行い、自らも、避難する。

**第４章　役割分担**

**１．避難行動における船内乗組員の役割分担**

１）地震・津波発生時の緊急離岸にあたっては、船長の指揮の下、別紙の手順に従い、出港作業にあたる。

２）事務部乗組員と緊急乗船した陸上職員は、船内の旅客等のパニック防止のための沈静化を図る。

**２．陸上職員の役割分担について**

１）津波発生時には、旅客船ターミナルの陸上職員を、別図のとおり、班分けし、所属船舶との連絡調整、本社（運航管理者）・関係機関との連絡調整、旅客への避難の案内・誘導にあたる。

**第５章　陸上避難**

**１．避難場所、避難経路**

１） 津波発生時に陸上避難する場合の避難場所は、○○市指定避難場所○○小学校とし、避難経路は別紙のとおりとする。

**２．津波規模に応じた避難場所**

１）「津波注意報」が発令された場合には、○○市指定の「津波注意報避難エ

リア」（別紙）（又はターミナ ルビル○階）に避難する。

２）「津波警報」が発令された場合には、○○市指定の「津波警報避難エリア」（別紙）に避難する。

３）「大津波警報」が発令された場合には、○○市指定避難場所○○小学校とし、避難経路は別紙のとおりとする。

**３．ターミナル内における緊急時の避難場所及び避難経路の掲示**

１）別紙避難場所及び避難経路図を、旅客船ターミナル内に常時掲示する。

**４．旅客の避難誘導の方法**

１）旅客の避難誘導の方法は、以下の例による。

（案内放送等と避難経路図配布により誘導する場合）

　　「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合、陸上職員は、ターミナ

ル旅客に対し、案内放送（拡声器）により、○○小学校までの避難を案内するとともに、避難経路図を配布する。

（案内放送文をあらかじめ定めておく場合）

　 　旅客に対する避難案内は、以下の例により行う。

　 「本日、○○時○○分、気象庁より、○○県沿岸部への○㍍の津波警報が発令されました。ただちに、係員の誘導に従い、○○小学校に避難してください。渋滞により、避難が困難になることが予想されますので、お車でお越しのお客様も徒歩で避難をお願いします。」

（その他）

　 ・ターミナル旅客の避難誘導にあたる陸上職員は、旅客避難誘導用（業務用）のジャンパー（及び腕章）を着用する。

　・「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合、ターミナル旅客に対する避難案内を行った陸上職員及び下船した乗組員は、自らも、直ちに、○○小学校に避難を開始する。

**５．避難場所への避難が困難な場合の次善策の検討**

１）避難場所への避難が困難な場合の次善策の検討は以下の例による。

（周辺の指定避難場所への誘導を行う場合）

　　○○小学校への避難が困難である場合は、○○中学校への避難を誘導す

ることとし、避難経路は、別紙のとおりとする。

（近隣の高層建物への誘導を行うことを規定する場合）

　　○○小学校への避難が困難である場合は、○○所在の○○ビル（耐震震

度；震度○）○階フロア（収　 容人数○名）への避難を誘導することとし、避難経路は、別紙のとおりとする。ただし、地震被害により屋内避難が困難な場合には、○○への避難誘導を図る。

（旅客船ターミナルビル高層階への誘導を行う場合

　 ○○小学校への避難が困難である場合は、旅客船ターミナルビル（耐震

震度；震度○）屋上（収容人 数○名）に避難誘導を行う。ただし、地震被害により屋上避難が困難な場合には、○○への避難誘導を図る。

**第６章　食料の備蓄**

**１．食料の備蓄体制**

１）所属船舶には、緊急時の食料○食分を常時備置するよう努める。

２）事務室には、旅客船ターミナル高層階への避難を想定し、緊急時の水○リットル・ 食料○食分・毛布○人分を備置する他、職員の水・食料３日分を備置するよう努める。

２）○○県条例に従い、旅客船ターミナル事務室には、職員の水・食料３日分を備置するよう努める。

**第７章　訓練の実施**

**１．社内での津波避難訓練の実施**

１）毎年○月、○○港において、所属船舶○○丸乗組員及び陸上職員の参加の下、○○丸の緊急離岸及びターミナル旅客及び陸上職員の指定避難場所避難を想定した訓練を実施する。

２）毎年○月、○○港において、○○港旅客船ターミナル管理者及び同ター

ミナル使用各社とともに、地震・津波被害を想定した旅客の共同避難訓練を

実施する。

**２．関係機関が実施する津波訓練への参加**

１）毎年、○○市が、関係機関と実施する（地震）津波防災訓練に参加し、避難場所への避難経路等の確認を行う。

**第８章　雑則**

**１．地震防災対策基準との関係**

１）安全管理規程第３条に基づき定めた地震防災対策基準は、「船内待機」や

　　陸上職員等の「緊急乗船」の措置等について、必ずしも明確になっていな部分もあることから、その明確化を図るため、このマニュアルを別に定め、これによることにしたものである。

**２．船舶における避難行動等に関する措置**

１）船舶における具体的な避難行動等に関する措置は、このマニュアルによる他、別に定めることができる。

附則

1. このマニュアルは、平成○○年○○月○○日より実施する。

２．一部改正（平成○○年○○月○○日）